

住宅確保要配慮者居住支援法人の残置物処理業務認可等（準備行為）に関する要領

第一章 総則

（目的）

第一条 この要領は、令和 7 年 10 月 1 日に施行予定の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号。以下「改正法」という。）が円滑に施行されるための準備行為として、大阪府が改正法第六十一条第 1 項の規定による残置物処理業務の認可等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（認可の申請）

第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 9 年法律第 112 号）第四十条の規定により指定を受けた住宅確保要配慮者居住支援法人（以下、「既存法人」という。）のうち、第四十二条第四号に掲げる附帯業務等として「残置物処理等業務」に該当する業務を行っている既存法人は、改正法の施行日以降、改正法第六十二条第五号の業務（以下、「残置物処理業務」という。）について新たに委託を受けて実施する場合、改正法第六十一条第 1 項の業務の変更認可及び改正法第六十四条第 1 項の残置物処理等業務規程の認可を受けなければならない。

第二章 残置物処理等業務の認可等

（変更の届出）

第三条 改正法第六十一条第 1 項の規定による変更を行う場合、既存法人は住宅確保要配慮者居住支援法人にかかる変更届出書（様式第 1 号）を大阪府知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、既存法人は、支援業務の範囲その他の指定を受けた内容を変更しようとするときは、変更しようとする二週間前までに、その旨を大阪府知事に届けなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

（変更の通知）

第四条 前条第 1 項の規定による変更は、大阪府知事が、住宅確保要配慮者居住支援法人にかかる変更通知（様式第 2 号）により申請者が主に活動を予定している市町村に通知する。

また、申請者への通知は、住宅確保要配慮者居住支援法人に係る変更完了通知書（様式第 3 号）により行う。

第三章 残置物処理業務規程の認可等

（残置物処理等業務規程）

第五条 改正法第六十四条第 1 項の規定による認可を受けようとする既存法人は、残置物処理等業務規程認可申請書（様式第 4 号）を大阪府知事に提出しなければならない。また、これを変更しようとするときは、残置物処理等業務規程変更申請書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

2 大阪府知事は、前項の申請又は変更に対する認可をしたときは、残置物処理等業務規程認可通知書（様式第 6 号）により速やかに既存法人に通知しなければならない。

（変更命令）

第六条 改正法第六十四条第 4 項の規定による変更の命令は残置物処理等業務規程変更命令書（様式第 7 号）により行う。

（変更報告）

第七条 前条の規定により、残置物処理等業務規程の変更を命じられた既存法人は、速やかに変更を行い、残置物処理等業務規程変更報告書（様式第 8 号）を提出することにより、その結果を大阪府知事に報告しなければならない。

附則

この要領は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。